

杉並区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

利用に関する FAQ

利用対象者について.....4

- Q1. 保育園や幼稚園などの保育施設を利用している場合でも補助対象ですか。
- Q2. 補助を申請するために保育認定を受ける必要がありますか。
- Q3. 所得制限はありますか。
- Q4. 育休中や在宅勤務中のベビーシッター利用でも補助対象ですか。
- Q5. ベビーシッター利用時に保護者は必ず在宅している必要がありますか。
- Q6. 杉並区に住民登録をしていませんが、杉並区の実家に里帰り中にこの事業を利用できますか。
- Q7. 子どもの住民票が杉並区に無くてもこの事業を利用できますか。
- Q8. 祖父母はこの事業を利用できますか。
- Q9. 里親はこの事業を利用できますか。
- Q10. 病児・病後児利用は補助対象ですか。（子どもが感染症の場合を含む）
- Q11. 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの利用は補助対象ですか。

利用時間・時間数について.....5

- Q12. 日ごと、月ごとの利用上限時間はありますか。
- Q13. 未就学のきょうだい2人の場合、年間合計288時間まで使えますか。
- Q14. 未就学の双子の場合、年間合計288時間まで使えますか。
- Q15. 利用が時間数の上限に満たない場合は、残時間を次の年度に繰り越すことができますか。

利用場所・住所について.....5

- Q16. 自宅以外の場所での利用分についても補助対象ですか。
- Q17. サービス利用時は杉並区在住で、申請時は区外に在住している場合、補助の申請はできますか。

対象事業者について.....6

- Q18. 利用対象となっているベビーシッターはどのような資格・経験がありますか。
- Q19. 事業者との契約の際に注意すべき点はありますか。

共同保育・きょうだい利用について.....6

- Q20. 共同保育とは何ですか。
- Q21. 共同保育で補助対象となるのはどのような場合ですか。
- Q22. 共同保育をしている場合、他のきょうだいの保育をすることはできますか。
- Q23. きょうだい2人（いずれも未就学児）で利用したい場合、どうすればよいですか。

Q24. 小学生と未就学児と一緒に預けたい場合、どうすればよいですか。

Q25. きょうだい2人（いずれも未就学児）をベビーシッター1人で保育し、1人分のみ補助を申請することはできますか。

Q26. きょうだい2人（いずれも未就学児）で共同保育を利用し、保育料が2人分の合計金額で請求されました。この場合、保育料はどのように分けて申請すればよいですか。

Q27. 申請書1枚にきょうだい全員の内容をまとめて書いてよいですか。

きょうだい利用の例.....8

補助対象料金について.....9

Q28. 保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか。

Q29. 「保育を伴わない送迎のみの利用は含みません。」とはどのようなことですか。

Q30. 入会金や会費に利用料金が含まれる料金体系になっていますが、補助対象になりますか。

Q31. オプション料金は補助対象になりますか。

補助対象外になる料金・オプション料金について（一覧）.....9

申請方法について.....10

Q32. 本事業の補助を受けるにあたって、事前登録は必要ですか。

Q33. 病児保育や病後児保育で利用した際の申請に必要な書類は何ですか。

Q34. 各申請期の利用分について、数回に分けて申請できますか。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用）要件証明書について.....10

Q35. 要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。

Q36. 同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。

Q37. 前回の申請と同じベビーシッターを利用した場合、改めて要件証明書を提出する必要がありますか。

領収書について.....11

Q38. 領収書や利用明細書に共同保育の記載がない場合は、どうすればよいですか。

Q39. 事業者から月ごとの領収書しか発行されません。日ごとの領収書発行を依頼する必要がありますか。

Q40. 領収書の発行が申請受付日に間に合いません。どうすればよいですか。

Q41. 他の手続きに利用するために、杉並に提出した領収書等の原本の返却を希望する場合はどうしたらよいですか。

Q42. 領収書に予約した時間と実際に利用した時間が併記されている場合、補助対象になるのはどの時間ですか。

申請の時間数・計算方法について.....11

Q43. 申請ごとに分単位を切り捨てるとはどういう意味ですか。

Q44. 分単位での利用分については補助対象になりますか。

Q45. 16時から22時まで利用したところ、事業者から18時から22時の利用料金を夜間料金で請求されました。この場合、夜間帯利用の補助額1時間当たり3,500円を上限に補助されますか。

Q46. 利用時間が22時以降にまたがる場合、日中時間として計算しますか。夜間時間として計算しますか。

Q47. 利用した時間のうち、一部分だけの補助は申請できますか。

Q48. 現在の利用済みの時間数はどのように確認できますか。

福利厚生及びクーポン利用について.....12

Q49. 福利厚生を利用するために会社に領収書原本を提出した。区への申請は領収書コピーでよいですか。

Q50. クーポンを利用して、領収書では利用料の合計金額全体から引かれています。クーポンを対象外経費（交通費等）に充てて、補助を申請できますか。

Q51. クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。

Q52. 「勤務先の福利厚生による補助およびクーポン券等による割引を受けたことがわかるもの」について、クーポン券を事業者と勤務先に提出するので、手元に残りません。どうしたらいいですか。

振込口座について.....13

Q53. 領収書の名義と補助金交付申請書の申請者は異なっていてもよいですか。

Q54. 振込先口座は申請者本人の名義でなくてもよいですか。

その他.....13

Q55. 申請書類をホームページから印刷・入力することが出来ません。どうすればよいですか。

Q56. 申請書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。

利用対象者について

Q1.保育園や幼稚園などの保育施設を利用している場合も補助対象ですか。

A 保育施設を利用している場合も申請できます。

Q2.補助を申請するために保育認定を受ける必要がありますか。

A 保育認定の有無にかかわらず利用できます。

Q3.所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q4.育休中や在宅勤務中のベビーシッター利用でも補助対象ですか。

A 就労状況にかかわらず利用できます。

Q5.ベビーシッター利用時に保護者は必ず在宅している必要がありますか。

A 保護者が不在の場合でも、対象児童 1 人につき 1 人のベビーシッターの派遣があれば補助対象になります。保護者不在時に 2 人以上の児童を保育する場合は、対象児童と同数のベビーシッターを依頼する必要があります。

Q6.杉並区に住民登録をしていませんが、杉並区の実家に里帰り中にこの事業を利用できますか。

A 申請者が対象の児童とともに杉並区に住所を有することが要件となっているため、住民票が杉並区に無い場合はご利用いただけません。

※DV により現在の居住地（杉並区）に住民票を移していない方につきましては、子育て支援係にご相談ください。

Q7.子どもの住民票が杉並区に無くてもこの事業を利用できますか。

A 申請者が対象の児童とともに杉並区に住所を有することが要件となっているため、お子さんの住民票が杉並区に無い場合はご利用いただけません。

※DV により現在の居住地（杉並区）に住民票を移していない方につきましては、子育て支援係にご相談ください。

Q8.祖父母はこの事業を利用できますか。

A 両親が諸事情により養育いただけない場合は、祖父母の方もご利用いただけます。

※祖父母の方による利用の場合は事前に子育て支援係にご相談ください。

Q9.里親はこの事業を利用できますか。

A ご利用いただけます。

※里親によるご利用の場合は養育に関する情報を確認させていただきます

Q10.病児・病後児利用は補助対象ですか。（子どもが感染症の場合を含む）

A 保育料については補助の対象となります。ただし、事業者により対応範囲が異なりますので、各ベビーシッター事業所へお問合せください。

Q11.障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの利用は補助対象ですか。

A 保育料については補助の対象となります。ただし、事業者により対応範囲が異なりますので、各ベビーシッター事業所へお問合せください。

利用時間・時間数について

Q12.日ごと、月ごとの利用上限時間はありますか。

A ありません。

Q13.未就学のきょうだい2人の場合、年間合計288時間まで使えますか。

A 各対象児につき年144時間までご利用いただけます。きょうだい間で残時間を共有することはできません。

Q14.未就学の双子の場合、年間合計288時間まで使えますか。

A 多胎児（双子や三つ子）は各対象児につき年288時間までご利用いただけます。きょうだい間で残時間を共有することはできません。

Q15.利用が時間数の上限に満たない場合は、残時間を次の年度に繰り越すことができますか。

A 同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。

利用場所・住所について

Q16.自宅以外の場所での利用分についても補助対象ですか。

（例）杉並区内の住民登録地以外の場所での利用分、
区外の里帰り先での利用分等

A 預かり場所の制限は設けていませんので、契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助の対象となります。事前にベビーシッター事業者に相談し、対象となるベビーシッターを派遣できるかご確認ください。ただし、それに伴うオプション料（交通費や施設利用料、自宅外保育による追加経費等）は補助対象外です。

Q17.サービス利用時は杉並区在住で、申請時は区外に在住している場合、補助の申請はできますか。

A 杉並区に住民登録がある時に利用した分が補助の対象となりますので、区外に転出していても補助を申請できます。なお、申請書の住所は現住所と杉並区在住時の住所を併記してください。

対象事業者について

Q18.利用対象となっているベビーシッターはどのような資格・経験がありますか。

A 東京都が定める一定の要件(研修受講、保育経験等)を満たしています。具体的な資格や経験については、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。

Q19.事業者との契約の際に注意すべき点がありますか。

A ベビーシッターの利用にあたっては、子ども家庭庁の定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約してください。また保育中の事故防止に留意して事業者と利用内容を確認してください。

○子ども家庭庁「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/babysitter/index.html

本事業の申請には、対象事業者や申請に必要な書類がございますので、以下の点にご注意ください。

- ①利用する事業者が、都の認定事業者であること。
- ②利用する事業者に「都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えること。
- ③派遣されるベビーシッターが、区の求める要件を満たしていること。
- ④ベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受け取ること。

共同保育・きょうだい利用について

Q20.共同保育とは何ですか。

A 保護者とベビーシッターと一緒に保育をすることです。保護者は常に保育に関わっている必要があります。

Q21.共同保育で補助対象となるのはどのような場合ですか。

- A
- ①1人のベビーシッターが1人の補助対象児童と契約し、保護者と共同保育した場合は、1人分の保育料が補助対象となります。
 - ②1人のベビーシッターが2人以上の児童と契約し、保護者と共同保育した場合は、契約した児童のうち対象児童の分の保育料が補助対象となります。

共同保育は、事業者ごとに契約形態が異なるため、ご利用前に必ず事業者にご確認ください。

Q22.共同保育をしている場合、他のきょうだいの保育をすることはできますか。

A 保護者とベビーシッターが契約により共同保育をする場合は、ベビーシッターが1人であってもきょうだいの保育が可能です。なお、補助対象となるのはきょうだいのうち対象児童（未就学児）にかかる保育料のみです。

Q23.きょうだい2人(いずれも未就学児)で利用したい場合、どうすればよいですか。

A 対象児童とベビーシッターが同数であることが要件であるため、ベビーシッターを2人派遣依頼する必要があります。ただし、共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターできょうだいの保育が可能です。利用後に児童毎に補助金交付申請を行ってください。

Q24.小学生と未就学児と一緒に預けたい場合、どうすればよいですか。

A 対象児童（未就学児）と同数のベビーシッターを派遣依頼することで補助対象となります。例えば小学生のきょうだい2人と未就学児1人を預ける場合、ベビーシッター1人の依頼で未就学児の利用分を申請することができます。（小学生の利用分は補助対象外です）。

Q25.きょうだい2人(いずれも未就学児)をベビーシッター1人で保育し、1人分のみ補助を申請することはできますか。

A 対象児童1人に対しベビーシッター1人による保育であることが補助の要件であるため、ベビーシッター事業者が対応可能な場合でも補助対象外です。1人分でも申請することはできません。

Q26.きょうだい2人(いずれも未就学児)で共同保育を利用し、保育料が2人分の合計金額で請求されました。この場合、保育料はどのように分けて申請すればよいですか。

A 例えば、基本保育料が2,200円で、共同保育の2人利用の場合は2人目の保育料が0.5人分になるという契約形態であれば、上の子として2,200円を、下の子として1,100円を申請する等、保育料を子どもあたりの単価に分けてご申請ください。それぞれの保育料の単価が明確に分からない場合は、保育料を児童数で割った金額でご申請ください。（1円未満の端数が生じる場合は、いずれかの児童の申請に1円を計上してください。）

Q27.申請書1枚にきょうだい全員の内容をまとめて書いてよいですか。

A 児童ごとに補助上限時間があるため、利用申請書は児童ごとに作成をお願いいたします。領収書や利用明細がきょうだいでまとまっている場合は、書類をまとめて提出してください。

きょうだい利用の例

いずれの例も、対象児童と同数のベビーシッターを派遣依頼するか、ベビーシッターが1人の場合は保護者が共同保育していることが要件です。

【例1】

◆未就学児（1歳と3歳）2人のきょうだいで利用

◆利用時間：15時から16時の1時間の利用

◆兄：1時間当たりの利用単価 2,800円

弟：1時間当たりの利用単価 1,500円

日中の利用(7時から22時)は、1時間あたり2,500円が補助上限となり、兄の利用分2,500円、弟の利用分1,500円が補助対象となります。申請書と利用内訳書を兄と弟それぞれ作成して提出する必要があります。

【例2】

◆未就学児（1歳と3歳）2人のきょうだいで利用

◆利用時間：15時から16時の1時間の利用

◆兄と弟2人分の保育1時間当たりの利用単価 4,300円

ベビーシッター事業所の料金体系によりそれぞれの保育料が明確に分かれていない場合は、

兄：2,150円

弟：2,150円 で補助金を申請する。

日中の利用(7時から22時)は、1時間あたり2,500円が補助上限となり、兄の利用分2,150円、弟の利用分2,150円が補助対象となります。申請書と利用内訳書を兄と弟それぞれ作成して提出する必要があります。

【例3】

◆7歳(就学児)3歳(未就学児)の2人のきょうだいで利用

◆利用時間：15時から16時の1時間の利用

◆兄：1時間当たりの利用単価 2,800円

弟：1時間当たりの利用単価 1,500円

日中の利用(7時から22時)は、1時間あたり2,500円が補助上限となり、就学児は補助対象外となるため、弟の利用分1,500円のみが補助対象となります。弟の申請書と利用内訳書を作成して提出します。

補助対象料金について

Q28.保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか。

A 家事サービスと保育を同時に依頼した場合は、保育の時間が明確に区別できる場合に限り、保育料のみ補助対象となります。保育しながら家事をする場合は補助対象となりません。（家事の時間にも基本保育料が発生している場合、当該時間帯の保育料は申請できません。）

Q29.「保育を伴わない送迎のみの利用は含みません。」とはどのようなことですか。

A 保育を伴う送迎（自宅等での保育+園への送り、または園へのお迎え+自宅等での保育）であれば、送迎に要した時間帯の保育料については補助対象です。送迎のみを目的とする場合は補助対象外です。（送迎に保育料とは別にオプションとして追加料金が発生する場合は、保育料のみ補助対象です）

Q30.入会金や会費に利用料金が含まれる料金体系になっていますが、補助対象になりますか。

A 実際に保育の利用のあった月については、1回目の保育料を含む月会費も補助の対象です。領収書（利用月の月会費を含むもの及び利用月の保育料を含むもの）と、明細書等（利用日の明細を含むもの）をご提出ください。

Q31.オプション料金は補助対象になりますか。

A オプション料金について、特定の加算については保育料として補助対象とします。詳しくは「補助対象外になる料金・オプション料金について（一覧）」をご覧ください。

補助対象外になる料金・オプション料金について（一覧）

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち純然たる保育サービスの利用料（税込み）が対象です。対象外となる料金は以下のとおりです。

補助 対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事援助（料理・掃除・洗濯等）サービスの利用分 ・ 支払いに杉並子育て応援券を使用した利用分（支払いの一部の使用も含む） ・ 入会金、月会費 ・ 保険料 ・ 交通費 ・ キャンセル料 ・ おむつ代等の実費 ・ 事前面談料金、予約料金（オーダー手数料・直前予約料金・当日予約料金等） ・ 実際に利用していない時間の予約に係る料金 ・ 各種オプション料金（自宅外保育の追加経費・学習指導等）
-------------------	--

ただし、オプション料金について、特定の加算については補助対象となります。

以下の表を参考に、不明な場合は子育て支援係にご確認ください。

補助 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間帯加算（早朝加算・夜間加算・深夜加算等） ・ 休日祝日加算（土日加算・祝日加算等） ・ シーズン加算（年末年始加算・GW 加算・お盆加算等） ・ 時間単位で発生する延長料金（当日延長加算等） ・ 病児・病後児保育サービスに係る加算（病児加算・感染症対応加算等） ・ 児童の性質による加算（新生児加算・多胎児加算等）
------------------	--

申請方法について

Q32.本事業の補助を受けるにあたって、事前登録は必要ですか。

A 事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請書等をご提出ください。

Q33.病児保育や病後児保育で利用した際の申請に必要な書類は何ですか。

A 通常と同様の書類を提出してください。追加で必要な資料は原則ありませんが、内容によって確認の連絡をする場合があります。

Q34.各申請期の利用分について、数回に分けて申請できますか。

（例）4月～6月利用分を、月ごとに3回に分けて申請する等。

A 補助金交付申請書兼請求書の提出は、原則1期につき1回としてください。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用）要件証明書について

Q35.要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。

A 全員分必要です。要件証明書が発行されない場合は、対象外となります。

Q36.同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。

A ベビーシッター1人につき1枚で構いません。要件証明書の発行日がベビーシッター利用日より前であることをご確認ください。

Q37.前回の申請と同じベビーシッターを利用した場合、改めて要件証明書を提出する必要がありますか。

A 必要です。要件証明書は過去の申請時に提出済みであっても、申請する期が異なる場合は改めてご提出ください。

領収書について

Q38.領収書や利用明細書に共同保育の記載がない場合は、どうすればよいですか。

A 余白に共同保育を実施した日がわかるように記載し、申請してください。共同保育の記載がない場合は、お電話にて確認させていただく場合がございます。

Q39.事業者から月ごとの領収書しか発行されません。日ごとの領収書発行を依頼する必要がありますか。

A 利用明細等で日ごとの利用料・利用時間等の明細が確認できれば、月ごとの領収書でも構いません。

Q40.領収書の発行が申請受付日に間に合いません。どうすればよいですか。

A 不足書類（間に合わない領収書）の提出予定日を明記して、それ以外の申請書類を期間内に提出してください。期間内に申請書類の提出があった申請については、月末まで不足書類の追加提出を受け付けます。

Q41.他の手続きに利用するために、杉並に提出した領収書等の原本の返却を希望する場合はどうしたらよいですか。

A 提出時に原本と併せて領収書のコピーを提出してください。交付決定通知に同封してお返しします。なお、お預かりした書類には収受印を押印して返却しますのでご了承ください。

Q42.領収書に予約した時間と実際に利用した時間が併記されている場合、補助対象になるのはどの時間ですか。

A 実際に保育サービスの提供を受けた時間のみ補助対象となります。

申請の時間数・計算方法について

Q43.申請ごとに分単位を切り捨てるとはどういう意味ですか。

A 例えば、ベビーシッターを4月～6月のうちに2日間日中利用し、1日を1時間半、もう1日を2時間利用した場合は、7月の申請時の合計時間は3時間半となります。そのうちの3時間分が補助対象となり、1時間未満（この場合は30分）については、切り捨てるので補助対象外となります。

Q44.分単位での利用分については補助対象になりますか。

A 申請期間の日中・夜間それぞれの利用時間を合計し、1時間未満の端数を切り捨てて補助額を算出するため、合計時間が60分を上回る場合は補助対象になります。複数回利用した場合でも、申請時の合計時間が60分に満たない場合は補助対象外となりますので、分単位の利用をする場合は、各申請の日中・夜間の利用時間の合計が60分以上になるように調整してください。

Q45.16時から22時まで利用したところ、事業者から18時から22時の利用料金を夜間料金で請求されました。この場合、夜間帯利用の補助額1時間当たり3,500円を上限に補助されますか。

A 夜間帯利用となるのは、区が指定する22時から7時までの時間帯となります。このため今回の例の場合、日中利用の補助額1時間あたり2,500円を上限に申請できます。

Q46.利用時間が22時以降にまたがる場合、日中時間として計算しますか。夜間時間として計算しますか。

A 日中時間、夜間時間を分けて計算します。例えば、21時から翌朝の9時までベビーシッターに預けた場合、

①21時～22時は日中（1時間）

②22時～翌朝7時は夜間（9時間）

③翌朝7時～9時は日中（2時間）

合計してその日の利用は、日中時間が3時間、夜間時間が9時間として計算します。

Q47.利用した時間のうち、一部分だけの補助は申請できますか。

（例）13時から17時までの4時間を利用し、そのうち13時から15時までの2時間分を申請する。

A できません。日単位での請求になります。（領収書中のどの時間帯に補助を適用したか管理するのが困難なため）

Q48.現在の利用済みの時間数はどのように確認できますか。

A 交付決定通知書にその支払期までの利用時間を記載します。

福利厚生及びクーポン利用について

Q49.福利厚生を利用するために会社に領収書原本を提出した。区への申請は領収書コピーでよいですか。

A 領収書につきましては、重複申請や他補助事業との重複利用を避けていただくため原則「原本」の提出をお願いします。領収書を紙媒体で発行しない（WEB領収書のみ）事業者の場合は、データを出力したもので可としています。

Q50.クーポンを利用して、領収書では利用料の合計金額全体から引かれています。クーポンを対象外経費（交通費等）に充てて、補助を申請できますか。

A クーポン割引額が利用料の合計金額全体に充てられている場合、保育料に充てます。（領収書等で明確に保育料以外に充てていることが確認できる場合を除く）

Q51.クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。

(例)3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポン6,000円分を使用。

A 差し引かれます。例の場合、利用時間の上限である年間144時間から差し引く時間は2時間ではなく4時間となります(クーポンをどの時間帯に充当したか明細書上で確認することが困難なため)。

Q52.「勤務先の福利厚生による補助およびクーポン券等による割引を受けたことがわかるもの」について、クーポン券を事業者と勤務先に提出するので、手元に残りません。どうしたらいいですか。

A クーポン券を提出する前にコピーをとり、そのコピーを写しとして区に提出してください。クーポン名が利用明細に記載されている場合には、その明細を区にご提出ください。

振込口座について

Q53.領収書の名義と補助金交付申請書の申請者は異なってもよいですか。

(例)事業者から発行される領収書は父親名義、補助金交付申請書の申請者は母親名義

A ベビーシッターの利用者と、補助金の申請者は同一人物である必要があります。

Q54.振込先口座は申請者本人の名義でなくてもよいですか。

A 申請者本人の名義でご申請をお願いします。

その他

Q55.申請書類をホームページから印刷・入力することが出来ません。どうすればよいですか。

A 手書き用の申請書を以下の場所で配布しておりますのでご活用ください。

- ・杉並区役所 東棟3階 子ども家庭部地域子育て支援課子育て支援係
- ・各子どもセンター

Q56.申請書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。

A 書き間違えた箇所は二重線で訂正して書き直し、近くの余白部分にフルネームで自署、または二重線の上に押印してください。修正液の使用はしないでください。